

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県地球温暖化防止基本条例施行規則の一部を改正する規則

(環境管理課)

一頁

規則

岐阜県地球温暖化防止基本条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十号の二

岐阜県地球温暖化防止基本条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県地球温暖化防止基本条例施行規則（平成二十一年岐阜県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」に改め、同条第二号イ及びロ中「すべて」を「全て」に改める。

第八条第三号中「財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センター」を「一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センター」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日
金曜日)

発行

(休日
に当たる
ときは翌日)

平成二十六年四月一日

平成二十六年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社